



LOCAL PARTY  
市民連合  
かわさき

おだ  
織田かつひさPRESS

【連絡先】川崎市宮前区有馬8-22-7 プランシャト-103号  
〒216 0003 TEL: 044 856 5456 FAX: 044 856 5456  
E-mail pro-oda@mug.biglobe.ne.jp  
URL: http://www.5e.biglobe.ne.jp/~pro-oda/

2002年 No.3



私たちのことを、私たちが解決していくために。

市民の公共サービスを減らす「行財政改革プラン」よりも「公共サービスの内容の総点検、を



「宮前区民が主役」の新しい政治の流れをつくりたい

さる10月28日に行われた、衆議院補欠選挙は、34%にも届かない低い投票率でした。これは宮前区民の皆さんから、国の政治に対する強い不信の気持ちが示されたのだと思います。

わたしたちが、既存の政党と決別して、地域政党「市民連合かわさき」を結成した出発点も同じです。もはや、国(中央)からの政治改革は期待できません。宮前区民の皆さんのさまざまな経験、ノウハウ、発想を活かし、地域から中央に向かっての「市民が主役」の新しい政治の流れをつくってまいります。

「川崎市の財政が破綻する」というけれど

9月に市長が発表した「行財政改革プラン」によると、厳しい経済状況のもとでは税収の落ち込みがはげしいため、市民の公共サービスを見直さなければならないと提言されています。

川崎市の財政は本当に厳しいのでしょうか。いろいろ調査をしてみますと、いわゆる国と地方の税財源の問題点が浮き彫りとなってきます。本来、川崎市は、ゆたかな財源をもっているのです。税収が低迷しているとはいえ、この川崎市域から年間約1兆2千億円程度の税収があります。

パブル崩壊後の10年間平均してほぼ同額の税収があります。うち国税分が約8千億円になります。

問題は、この8千億円の16%、約1300億円しか川崎市域に還元がされていないことです。(平成12年度決算)

国から川崎市へ税財源の移譲を強く求めていきます

ほかに、市の固有の財源である住民税が国の都合でかつてに減税されました。さらに、パブル崩壊後の景気対策(公共事業)のために市の借金(市債)を大量に発行させ、「財政の硬直化」を「国策」としてもたらしました。

以上のように自治体の収入不足や硬直化は、景気の落ち込みだけが主要な原因ではないのです。

宮前区役所が区民の皆さんと宮前区のまちづくりのために、独自に使える財源と権限を手に入れることが何よりも必要です。

市民が納付した国・県・市税及び市に還元された額

区分	決算額			
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	
市域から徴収された税額(千円)	国税	833,502,804	782,177,806	812,196,505
	県税	88,139,667	79,630,578	90,953,871
	市税	275,552,257	273,050,765	265,678,464
A	合計	1,197,194,728	1,134,859,149	1,168,829,140
市に還元された税額(千円)	国税	108,307,708	133,307,534	133,037,190
	県税	33,197,737	31,594,056	39,068,026
	市税	275,552,257	273,050,765	265,678,464
B	合計	417,057,702	437,952,355	437,783,680
還元率 B/A	国税	13.0%	17.0%	16.4%
	県税	37.7%	39.7%	43.0%
	市税	100.0%	100.0%	100.0%
合計	-	-	-	



織田勝久プロフィール

1961年8月11日 川崎市幸区生まれ、41歳。血液型はO型。学生時代より、大学OBで元社会党衆議院議員(現成田市長)小川国彦秘書となる。小川の市長転出を機に、社会党(当時)参議院議員峰崎直樹秘書となり、旧民主党の設立に尽力。1999年7月、地球からの視点を政治に活かしたく、ローカル政党「市民連合かわさき」を設立し事務局を担当。また、川崎市と国の政治との連携を考え、民主党衆議院議員永井えいじ(当時県連代表)の秘書を兼務する(2002年5月まで)。

妻と二男(8歳と4歳)の4人家族  
私立駒場東邦高校卒業。中央大学法学部政治学科卒業(地方自治、都市政策を専攻)。  
宮前区市民政策研究所代表。(社)川崎地方自治研究センター研究員。  
尊敬する政治家: ケネディーアメリカ元大統領  
尊敬する人: 誠実に一所懸命に生きる人  
好きな言葉: 初志貫徹

市民がつくる地域政党「市民連合かわさき」とは 私たちが生活する川崎市域を活動の中心として、1999年7月にスタートした地域政党(ローカルパーティー)です。現在7人の市議会議員が活動しています。いわば「かわさき市民政党」です。地方分権の時代、川崎市が国からしっかりと自立する仕組みだけでなく、市内7区ごとの分権をすすめます。地域に密着した政策、制度づくりを市民の皆さんと行なってまいります。

多選禁止条例について、「市民連合かわさき」は次のように考えます。

現市長の公約の一つですが、「市民連合・かわさき」は、その趣旨は理解しますが、条例化することは難しいと考えています。

何故、多選がダメなのか

多選禁止の理由は、長期首長の地位を独占することはともすれば行政がよどみがちとなり、また首長の活動は在職中常時選挙運動を行っていると同様な効果をもたらさず、選挙民の自由公正な意思の反映を困難にしている等、新自治用語辞典(ぎょうせい)の弊害があるからとされています。確かに、多選首長の下では、行政手法のマンネリ、人事の偏り、特定なものへの癒着など、実際にその弊害があることが見受けられ、それが不正や不祥事につながることは度々指摘されています。まして、価値観が多様化し、急速に変化する現代社会にあって、首長が長期化するということは、時代に取り残される危険性があります。

多選ってどれくらい

それでは、多選とはどのくらいの期間をいっているのでしょうか。これまでの経験的な議論では、1期目は前首長の後始末、2期目に自らの計画や方向性を定め、3期目はそれを実行するといわれ、3期までが妥当であるという意見があります。先ごろ、多選自粛条例を提出した杉並区も同様の考えです。しかしながら、時代の変化が早い時代では、そのような時間の流れを4年間で区切ること自体が問われており、選挙の判断が出た以上、早速に新たな取り組みに着手することが迫られています。

また、わが国の地方自治制度はアメリカの大統領制度に近いということで、同じく2期までという意見もあります。石原東京都知事などのように強いリーダーシップを発揮するような首長であれば、2期くらいがいいのではないかと考えられます。

「市民連合・かわさき」は、多選禁止の趣旨は大いに賛同しますが、それを条例化することにはいくつかの問題があると考えています。

条例化への疑問

一つは、憲法に反するからです。憲法第22条は「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」とあり、多選が公共の福祉に反するとは考えられず、市長選への選出を制限する理由にはならないからです。また、公職選挙法では第10条に被選挙権を規定して、第86条から第90条までの立候補の制限事項を除き、立候補を妨げることなく、多選を理由に制限されることはないと考えられます。

二つは、公職への立候補は各人の意思や政党などの団体の意思を最優先に尊重することが、民主主義の原則であるからです。市長職は、市民を代表する行政の長、市役所を運営する責任者、市政を担う政治家の三つの顔を持つといわれています。これらをバランスよく使い分けられる人が市長に相応しい人として、選挙で選ばれるものとなっています。多選だからダメなのかどうかは、一に選挙民が判断するものだと考えます。

このようなことから、多選禁止を条例化・制度化することは、そのためにより大事にしなければならない憲法や民主主義の原則を侵すことになるので避けるべきだと考えます。

三つすれば 議会と退職金

それでは、多選禁止をどのようにすべきでしょうか。市民連合・かわさき」は次の点を提起します。

首長の活動は常時選挙運動を行っていることと同じという指摘から、逆に議会民主主義を尊重し、最後の任期の初めの議会で次は立候補しないことを提案する市議会条例を制定する。

最後の任期とする判断は首長本人に委ね、したがって2期・3期と明示せず、任期の初めの議会で首長が提案する。しない場合は、議長が首長に意思を確認する。

現行の首長の退職金の支給は、任期毎に支払われることになっていくが、これを通算して退任時に払うこととし、その金額の上限を定める条例を制定する。従って、上限を超えて、首長に留まる場合は、その任期の退職金は支払われず、俸給のみとなる。

「市民連合・かわさき」は、首長の多選禁止は、市の政治の議論の場である市議会での議論されるべきものであり、市民・有権者は最終の判断を選挙で行使できるものとし、首長個人の利得につながらないように、公金の支出(退職金)を制限することで、行政責任は図られるものと考えます。いかがでしょうか。